

地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針 新旧対照条文
 ○地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（平成十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示
 第一号）
 （傍線部分は改正部
 分）

改 正 案	現 行
地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針 第1～第4 （略） 第5 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項 1～5 （略） 6 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨 国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、地域産業資源活用事業の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、 「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。ただし、法令や通知等により、企業会計審議会や企業会計基準委員会により公表されている企業会計の基準等に従うこととされている場合には、当該基準等に拠るものとする。	地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針 第1～第4 （略） 第5 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項 1～5 （略） （新設）